

# 島根労働局の取組

## －令和7年度行政運営方針－



### 『島根労働局公式キャラクター「しじろー」』

島根労働局が、人々の生活に潤いを与え、豊かにしている「宍道湖のしじみ」のように、小さな身に秘めた沢山の栄養で働く人や会社を支える存在でありたい。「人と人」、「人と仕事」、「人と会社」の縁を結ぶ存在でありたいという思いを込めたキャラクターです。

## - 目 次 -

|                                |         |
|--------------------------------|---------|
| I 総合労働行政機関としての施策の推進            | ・・・ P 2 |
| II 島根労働局の組織と業務内容               | ・・・ P 2 |
| III 労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄 | ・・・ P 3 |
| IV 令和7年度の重点施策                  |         |

### 第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援 ・・・ P 4

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援
  - (1) 最低賃金・賃金の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化
  - (2) 最低賃金制度の適切な運営（最低賃金額の周知等）
  - (3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底
  - (4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

### 第2 リ・スキリングによる能力向上支援 ・・・ P 5

- 1 地域の人材ニーズ情報の把握
- 2 職業訓練制度の周知・広報とキャリア形成支援
- 3 人材開発支援助成金による人材育成の推進

### 第3 人材確保の支援の推進 ・・・ P 6

- 1 ハローワークにおけるマッチング機能の強化
- 2 人手不足分野への支援の強化
- 3 労働局と地方公共団体による「雇用対策協定」の締結

### 第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組 ・・・ P 7

- 1 女性活躍推進に向けた取組促進等
  - (1) 女性活躍推進法等の履行確保及び女性活躍推進に向けた取組促進等
  - (2) 女性の健康課題に取り組む事業主への支援等
- 2 総合的なハラスメントの防止対策の推進
  - (1) 職場におけるハラスメント防止対策の履行確保と周知啓発の実施
  - (2) カスタマーハラスメント及び就職活動中の学生等に対するハラスメント防止対策の推進
- 3 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
  - (1) 仕事と育児・介護の両立支援
  - (2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
- 4 フリーランス等の就業環境の整備
  - (1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等
  - (2) 労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大
- 5 安全で健康に働くことができる職場づくり
  - (1) 長時間労働の抑制に向けた監督指導、中小企業・小規模事業者等に対する支援、時間外労働の上限規制適用開始事業・業種への労働時間短縮に向けた支援
  - (2) 労働条件の確保・改善対策
  - (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
  - (4) 労災保険給付の迅速・適正な処理
- 6 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を行う企業への支援
- 7 障害者の就労支援
  - (1) ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援
  - (2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援
- 8 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助の実施

### 第5 労働保険制度の適正な運営 ・・・ P 15

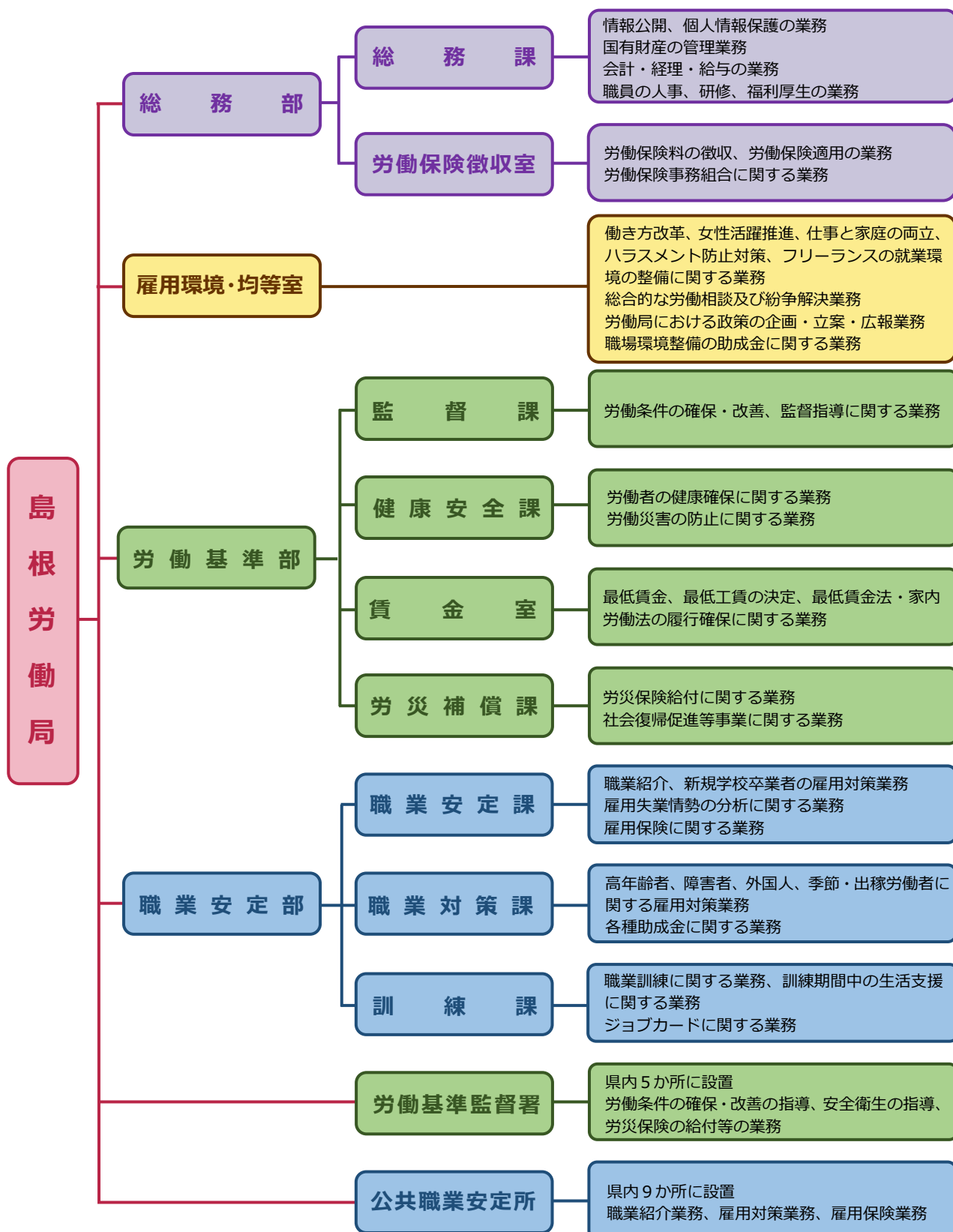
- 1 未手続事業一掃対策の推進
- 2 収納未済歳入額の縮減
- 3 電子申請の利用促進

|             |          |
|-------------|----------|
| V 令和7年度年間計画 | ・・・ P 16 |
|-------------|----------|

## I 総合労働行政機関としての施策の推進

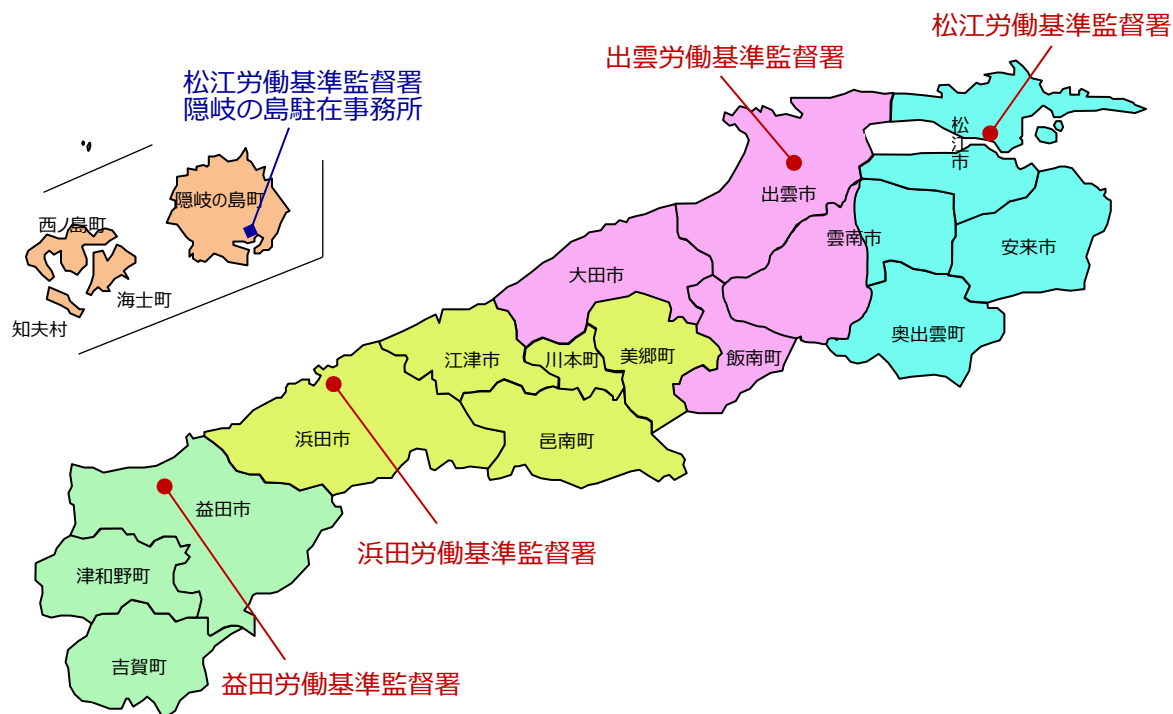
島根労働局は、地域社会経済の維持・発展のため、島根県をはじめ関係機関と密接に連携し、労働基準監督署及びハローワークと一体となり、島根県における総合労働行政機関として地域に密着したきめ細かな雇用・労働対策に取り組めます。

## II 島根労働局の組織と業務内容

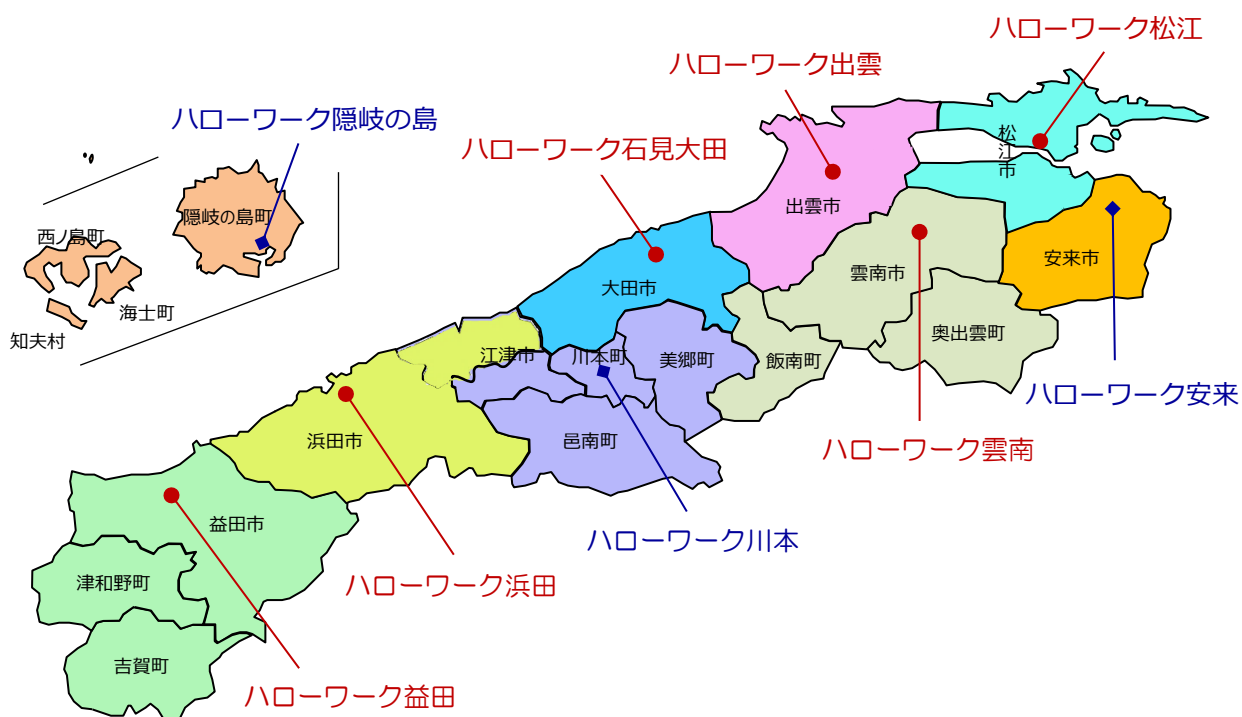


### Ⅲ 労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄

労働基準監督署管内概況図 ●労働基準監督署 4 ◆駐在事務所 1



公共職業安定所管内概況図 ●公共職業安定所 6 ◆出張所 3





## Ⅳ 令和7年度の重点施策

### 第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

#### 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

##### (1) 最低賃金・賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

令和7年度においては、「賃上げ」支援助成金パッケージ」と銘打って、「生産性向上（設備・人への投資等）への支援」、「正規・非正規の格差是正への支援」、「より高い処遇への労働移動等への支援」それぞれに係る助成金をひとつにまとめてパッケージにしたかたちでの周知を行います。周知に当たっては、企業が賃上げに取り組む目的や方法が多様であることを踏まえ、生産性向上を支援する業務改善助成金を含め、当該パッケージを通じて個々の企業が自らのニーズに沿った助成金等を利用することができるように情報の提供を行います。

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業



また、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口における、生産性向上等に取り組む事業者等に対する支援と連携の上、賃金引上げを支援します。

あわせて、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援を行います。

さらに、地方版政労使会議を適宜開催し賃金引上げの機運の醸成に努めます。

##### (2) 最低賃金制度の適切な運営（最低賃金額の周知等）

最低賃金制度の適切な運営に向け、県内の経済動向、地域の実情などを踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう島根地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。

また、改正決定された「島根県最低賃金」及び「特定最低賃金」については、県内の使用者団体、労働者団体、地方公共団体及び報道機関等の協力を得ながら、広く周知広報を行うとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導を行い、遵守の徹底を図ります。

| 島根県最低賃金                                        |        |                                             |
|------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------|
| 時間額                                            | 962円   | 効力発生日<br>令和6年10月12日                         |
| 島根県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイトを含む）とその雇用主に適用されます。 |        |                                             |
| 確認しよう、最低賃金！<br>使用者も、労働者も、お互いに。                 |        |                                             |
| 特定最低賃金                                         | 時間額    | 効力発生日                                       |
| 製菓・製菓店、鉄骨・鉄骨造業                                 | 1,092円 | R6.11.28                                    |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業                     | 1,068円 | R6.12.5                                     |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業              | 987円   | R6.12.27                                    |
| 自動車・同附属品製造業                                    | 1,028円 | R6.11.30                                    |
| 百貨店、総合スーパー                                     | 1,000円 | 効力の改定が行われており、令和6年10月12日以後、島根県最低賃金に引き上げられます。 |
| 自動車（新車）小売業                                     | 1,000円 | R6.12.5                                     |

##### (3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

非正規雇用労働者の待遇改善に向けて、監督署による確認を通じ、企業から待遇等の状況に係る情報提供を受けることにより、労働局による取組の実効性を高めるとともに、基本給・賞与の見直しを促す働きかけや、待遇改善に向けた支援策の周知によって、企業の自主的な取組を引き出し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

##### (4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために令和5年10月に新設した「社会保険適用時処遇改善コース」のほか「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」をはじめとしたキャリアアップ助成金に係る各コースの周知、活用勧奨等を行います。

また、働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口やコンサルティング、セミナーの実施等、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細かな支援に連携して取り組みます。

厚生労働省からのお知らせ

### 「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず、に働ける環境づくりを後押しします。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する支援

年収106万5000円以上になると、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料・保険料負担が増え、収入が減少してしまいます。

年収106万5000円以上になると、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担が増え、収入が減少してしまいます。

「106万5000円」対応

パート・アルバイトで働く方が、厚生年金や健康保険の加入に際して、手取り収入を減らさない取組を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大55万円の支援を行います。

「106万5000円」対応

パート・アルバイトで働く方が、パート・アルバイトで働くことが、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き支援措置が受けられる仕組みとなります。

この他に「雇用調整助成金」もあり、各企業の経営状況に応じて活用できます。

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045

厚生労働省

## 第2 リ・スキリングによる能力向上支援

「三位一体の労働市場改革」の一環として、リ・スキリングによる能力向上支援に取り組んでいくこととされております。グローバル化の進展、DX・生成系AIの普及など企業経営が複雑化するなか、リ・スキリングを含め、労使協働による職場における学び・学び直しの取組を広げていくことが重要であり、その際、企業向け及び個人向け支援策の両方の周知・活用を図るほか、関係者と連携しつつ、労使のニーズに応じた取組を進めていきます。

### 1 地域の人材ニーズ情報の把握

島根県との共催による地域職業能力開発促進協議会において、労使団体、教育訓練実施機関、民間職業紹介事業者、学識経験者等から地域の人材ニーズ情報を把握し、ニーズを踏まえたより精度の高い職業訓練コースの設定等を促進します。

また、個別の訓練コースについて訓練効果の把握・検証を実施し、訓練カリキュラムの改善を図ります。

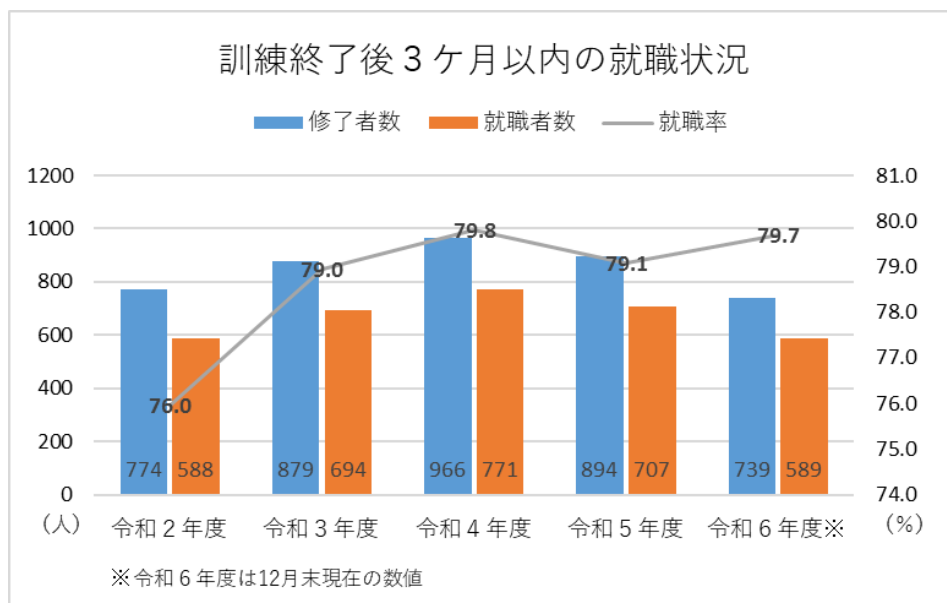
### 2 職業訓練制度の周知・広報とキャリア形成支援

非正規雇用労働者等の安定した職業への再就職や、福祉分野をはじめとする人手不足分野やデジタル分野等への就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練制度の積極的な周知・広報により、制度の活用を推進し訓練受講機会を確保するとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により再就職の実現を図ります。

また、労働者の主体的なキャリア形成とリ・スキリングを支援するため、各ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行います。

### 3 人材開発支援助成金による人材育成の推進

企業内での人材育成を支援するため、人材開発支援助成金について、積極的な活用勧奨に取り組むとともに、迅速かつ適正な支給決定を行います。



### 第3 人材確保の支援の推進

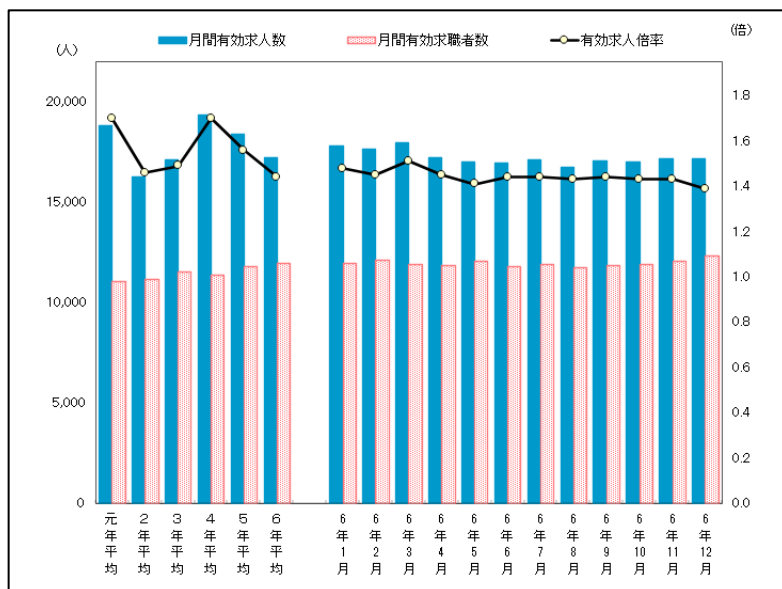
生産年齢人口が減少する中、有効求人倍率は1倍を超え、多くの職種において人材確保が困難な状況が継続し、特に中小企業においては人手不足感が深刻化していることから、人材確保の支援の取組を進めていきます。

#### 1 ハローワークにおけるマッチング機能の強化

人口減少も相まって企業の人材不足感が継続する中で、ハローワークが地域で信頼される「雇用の総合サービスセンター」としての役割を最大限に発揮することが重要です。

求人者に対しては、人材確保の期待に応えるために、事業所訪問による情報収集、求人内容の充実のための助言・提案等の求人充足支援を一層充実させます。

求職者に対しては、それぞれの希望や抱える課題を的確に把握し、付加価値の高い職業相談・職業紹介を行うことで、満足度の高い就職支援を行います。



#### 2 人手不足分野への支援強化

医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野など雇用吸収力の高い分野の人材確保を支援するため、ハローワーク松江に設置している「人材確保対策コーナー（医療・福祉・建設・警備・運輸）」を中心に各ハローワークにおいて、地方自治体や関係団体等と連携した潜在求職者の掘り起こし、求人の充足に向けた条件の見直し等の助言によるマッチング支援、新規参入者向けセミナー・説明会、面接会等を実施していきます。

また、人材の確保のためには、事業主による雇用管理改善等の取組を通じて「魅力ある職場」を創出するとともに、現在就業している従業員の職場定着を促進する必要があることから、これらの取組に対する助成金（人材確保等支援助成金）や専門家のコンサルティング等により支援します。

#### 3 労働局と地方公共団体による「雇用対策協定」の締結

全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国（労働局・ハローワーク）と、地域の実情に応じた施策を総合的に行う地方公共団体が、それぞれの役割を果たすとともに、一層連携して雇用対策に取り組むことが求められています。

「雇用対策協定」を締結することによって、国と地方公共団体が地域雇用の課題に対する共通認識を持ち、役割分担や連携方法を明確化するとともに、連携策のパッケージ化による効率的・効果的かつ一体的な雇用対策の実施や発信力の強化を図ることが可能となっています。

島根労働局と雇用対策協定を締結している地方公共団体は、現在、県及び6市1町であり、引き続き雇用対策協定に基づく事業計画を一体的に実施します。

また、協定未締結の地方公共団体については、当該地方公共団体の雇用課題や要望等に応じて、協定の締結を提案していきます。



## 第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

### 1 女性活躍推進に向けた取組促進等

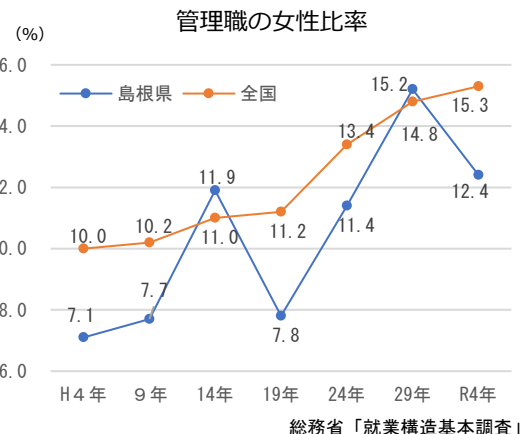
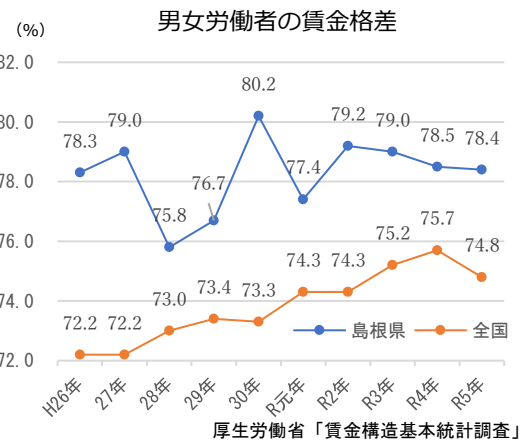
#### (1) 女性活躍推進法等の履行確保及び女性活躍推進に向けた取組促進等

女性の就業率は高くなっているものの、男女の賃金格差は依然として大きく、女性管理職の割合も国際的にみると低いといった課題があります。このため、男女雇用機会均等法の着実な履行確保を図るとともに、女性活躍推進法により、常時雇用する労働者数301人以上の事業主に男女の賃金の差異に係る情報公表が義務付けられています。

男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格等における男女差の結果として現われるものであることから、これらの差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図ります。また、男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を図ります。

加えて、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援と履行確保を図りつつ、「えるぼし」「プラチナえるぼし」の認定取得促進を図ります。

女性活躍推進法の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、周知に取り組めます。



島根労働局認定企業数（令和7年1月末現在）

えるぼし 12 社（全国 3,307 社）

プラチナえるぼし 1 社（全国 72 社）

島根県内のえるぼし認定企業



えるぼしマークとは、女性の活躍が優良な企業として女性活躍推進法に基づき認定を受けた企業が表示できるマークです。えるぼしマークは認定段階により1つ星、2つ星、3つ星があり、達成した評価項目数で★の数が異なります。プラチナえるぼしマークは、えるぼし認定企業のうち、特に優良である企業が表示できるマークです。認定を受けた企業は、商品や広告等に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRでき、優秀な人材確保や企業イメージの向上等につなげることが期待できます。

#### (2) 女性の健康課題に取り組む事業主への支援等

女性が健康で能力を発揮できるような職場環境整備に向け、月経、更年期等といった女性の健康課題の取組について、「働く女性の心とからだの応援サイト」の掲載企業の事例等を活用し、企業の自主的な取り組みを促します。

### 2 総合的なハラスメントの防止対策の推進

#### (1) 職場におけるハラスメント防止対策の履行確保と周知啓発の実施

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等ハラスメント、育児休業等ハラスメントの職場におけるハラスメント防止対策を講じていない事業主に対して、法に沿った



対策を講じるよう是正指導等を実施します。

また、適切なハラスメント防止対策が講じられるよう、厚生労働省で委託する事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進等を図るとともに、職場におけるハラスメント撲滅に向け、例年12月に実施している「ハラスメント撲滅月間」を中心に事業主等への周知啓発を実施します。

労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて改正内容について関係団体等と連携して周知に取り組みます。

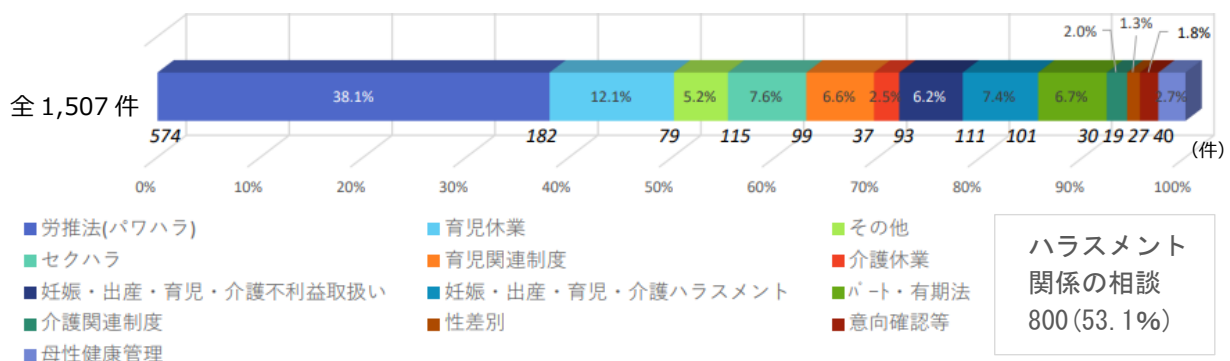
## (2) カスタマーハラスメント及び就職活動中の学生等に対するハラスメント防止対策の推進

カスタマーハラスメント対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促します。

また、就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針の「望ましい取組」と「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図り、企業の取組を促します。さらに、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求めます。



令和5年度 男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に係る相談実績(島根労働局)



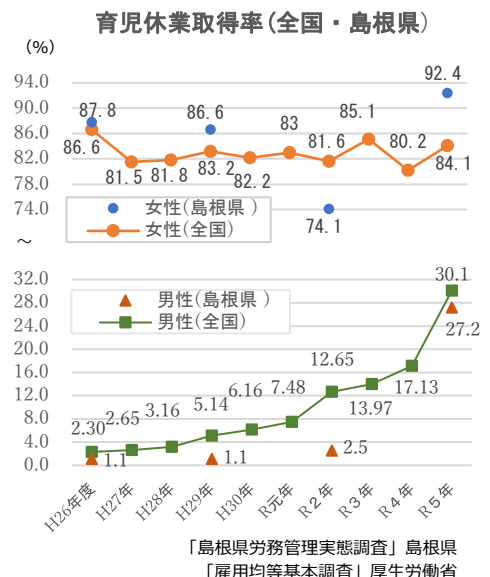
## 3 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

### (1) 仕事と育児・介護の両立支援

令和7年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法(育児期の柔軟な働き方を実現するための措置義務や男性の育児休業等取得状況の公表企業の拡大等、介護離職防止に向けた両立支援制度の周知の強化等)について、関係団体等と連携して周知に取り組みます。

一方、育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する是正指導等を実施します。

また、仕事と育児や介護を両立しやすい職場環境の整備に向けた取組を行う事業主に対し両立支援等助成金の活用を促し、雇用環境の整備の普及促進を図ります。





## 5 安全で健康に働くことができる職場づくり

### (1) 長時間労働の抑制に向けた監督指導、中小企業・小規模事業者等に対する支援、時間外労働の上限規制適用開始事業・業種への労働時間短縮に向けた支援

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導を徹底するほか、11月の過労死等防止啓発月間における取組内容の周知・啓発等を関係機関・団体と連携して集中的に行います。

全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知はもとより、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等を中心としたきめ細かな支援等を行います。

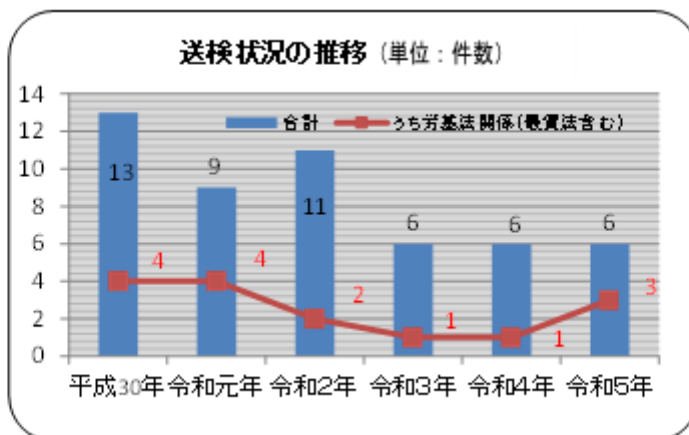
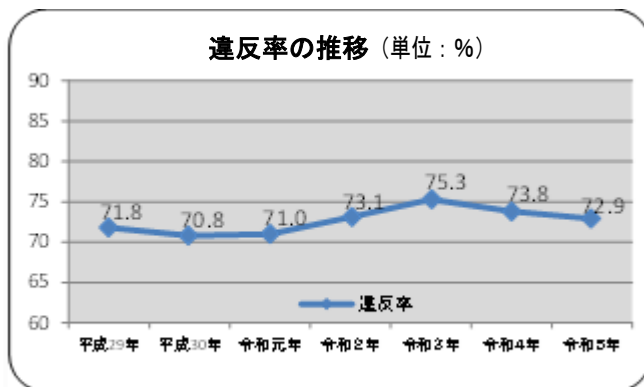
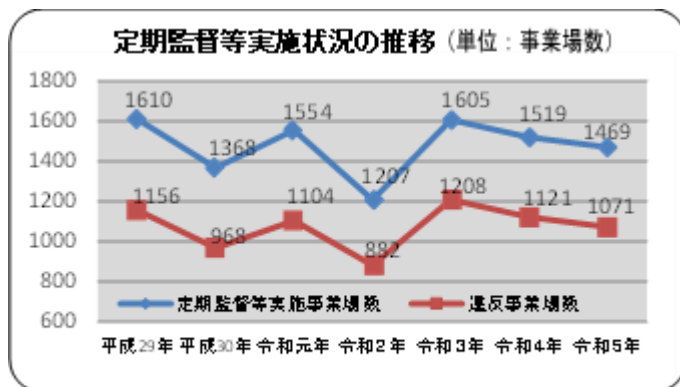
時間外労働の上限規制の適用が始まった建設業、自動車運転業務、医師については、上限規制等の履行確保を図りつつも、取引慣行等、個々の事業場のみでは長時間労働の抑制が困難な課題が見られることから、事業者、労働者、国民等に対する上限規制や改善基準告示等の周知・広報等を強力に推進し、丁寧な相談・支援を行います。



### (2) 労働条件の確保・改善対策

賃金や労働時間、休憩・休日などの基本的な労働条件に関し、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。また、重大・悪質な事案に対しては、送検も含め厳正に対処します。

特に、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において、賃金不払残業が認められた場合には是正を指導します。



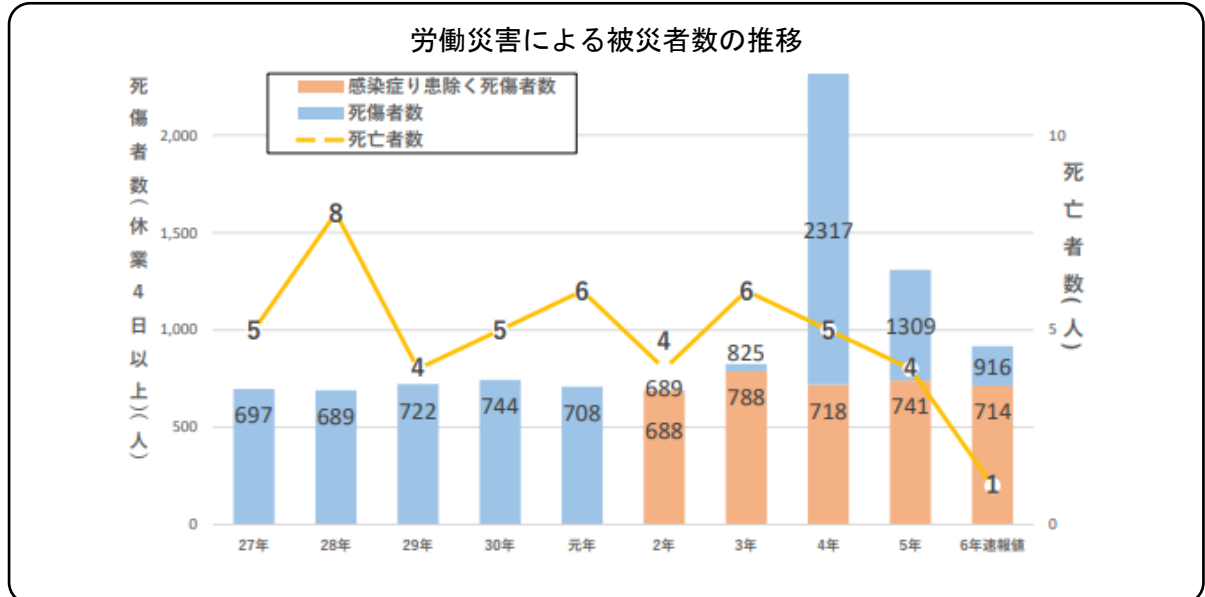


### (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

島根県内では、2024 年に労働災害により 1 人の尊い命が失われ、休業 4 日以上労働災害は 714 人(新型コロナウイルス感染症り患によるものを含めると 916 人:2025 年 3 月速報値)の方が被災されています。

島根労働局第 14 次労働災害防止計画では、「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進を掲げ、行動災害、高年齢労働者や災害多発業種等に対する労働災害防止対策を推進し、死亡災害の撲滅と労働災害の減少を目指すとともに、労働者の健康確保を図ります。

また、令和 7 年 1 月から義務化された労働者死傷病報告等の電子申請について、事業者が電子申請に円滑に移行できるよう、懇切丁寧な説明を行います。



2024. 7. 1  
**しまね小売+Safe 協議会**

SAFE

全国安全週間の初日となる 7 月 1 日に、「しまね小売+Safe 協議会」を開催しました。  
協議会では、業種の垣根を越えて、安全管理体制が確立され、優れた安全衛生活動を実施されている島根電工株式会社様から、「建設(設備)業における安全管理」をテーマとして講演をいただき、企業での安全活動などについてディスカッションを行いました。

島根労働局長(岩見浩史)から、全国安全週間は「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」が目的とのメッセージにより、小売業における安全活動に関する機運の醸成を図りました。

**エイジフレンドリーガイドライン**  
(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和 2 年 3 月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。  
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

#### ア 労働者の作業行動に起因する労働災害及び高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

小売業や介護施設を中心に多発する転倒や腰痛等の行動災害を防止するため、「しまね+Safe 協議会」における情報収集、展開等を通じて県内全域の安全衛生に対する機運醸成を促します。また、増加傾向にある高年齢労働者の安全と健康確保のため、引き続きエイジフレンドリーガイドライン及び補助金の周知を図ります。

#### イ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策、建設業における墜落・転落災害防止対策や、林業における伐木作業の安全対策の徹底を指導します。

#### ウ メンタルヘルス対策及び過重労働対策の推進

長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。また、「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」の周知を図ります。

#### エ 産業保健活動の推進

中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、島根産業保健総合支援センターが行う産業保健研修会、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援対策の個別訪問支援等の利用勧奨を行います。



島根県地域両立支援推進チームの活動を通じ、県内の関係者（島根県、医療機関、労使団体、島根産業保健総合支援センター等）と連携し、治療と仕事の両立支援カードを含め「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を図ります。

#### オ 新たな化学物質規制等の周知・指導等の健康障害対策の推進

##### （ア）化学物質による健康障害防止対策の推進

令和6年4月に全面施行された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令改正について、「化学物質管理強調月間」などの機会を活用し広く周知を図ります。

加えて、化学物質管理者の選任をはじめ、SDS（安全データシート）による通知、リスクアセスメントの結果に基づく対策、皮膚等障害化学物質による健康障害防止対策の指導を行うほか、個人ばく露測定の円滑な導入に向け補助金制度の周知を行います。

##### （イ）石綿による健康障害防止対策の推進

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底を図ります。

##### （ウ）熱中症予防対策の推進

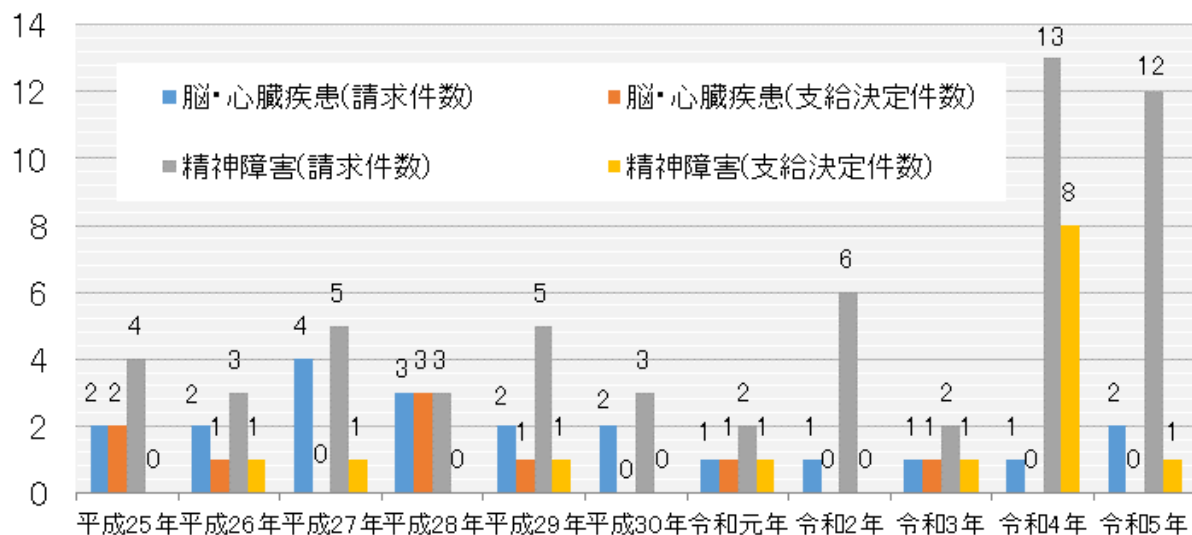
今夏、改正が予定されている労働安全衛生規則について、熱中症のおそれがある労働者の早期発見と迅速かつ適切な対応等に関する改正内容の周知・指導を行います。

#### （４）労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険制度の適正な運営を行うため、労災請求勧奨をはじめ関係制度の周知を徹底します。特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案については、認定基準等に基づき、労働局・監督署が一層連携し、被災労働者の保護を図るため、迅速かつ適正な事務処理を推進します。

#### 脳・心臓疾患、精神障害に係る労災補償状況

（単位：件、年度ごと）



## 6 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を行う企業への支援

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げ等の意識啓発、機運醸成を図るとともに、企業が高齢者の処遇や定年制の見直し等を進める際の参考となるよう「高齢者の活躍に取り組む企業の事例」の展開を図り、年齢に関わりなく活躍できる社会を実現するため、高齢者雇用施策の更なる周知・啓発に取り組みます。

また、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「高障求機構」といいます。）と連携し、高障求機構において実施される65歳超雇用推進助成金や70歳雇用推進プランナー等の支援についての周知・広報に取り組み、支援が必要と判断される企業を把握した際は、高障求機構島根支部へ支援要請します。

## 7 障害者の就労支援

### （1）ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

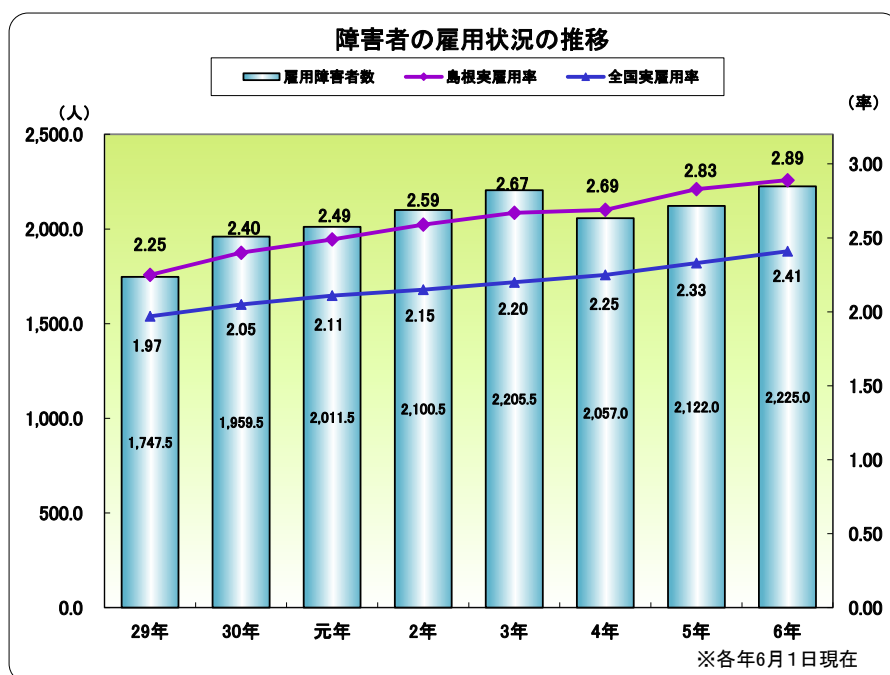
障害者の法定雇用率が改正障害者雇用促進法により令和6年4月から2.5%に引き上げられたことに続き、令和7年4月には除外率が10ポイント引き下げられたところです。また、令和8年7月には法定雇用率の2.7%への更なる引き上げが行われる予定であり、このため、県内企業において雇用率未達成企業が一定数増加する可能性があることから、企業への周知・啓発を強化するとともに、障害者の計画的な雇入れを促進します。

特に雇用義務があるにも関わらず障害者を1人も雇用していない企業をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施します。

### （2）精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

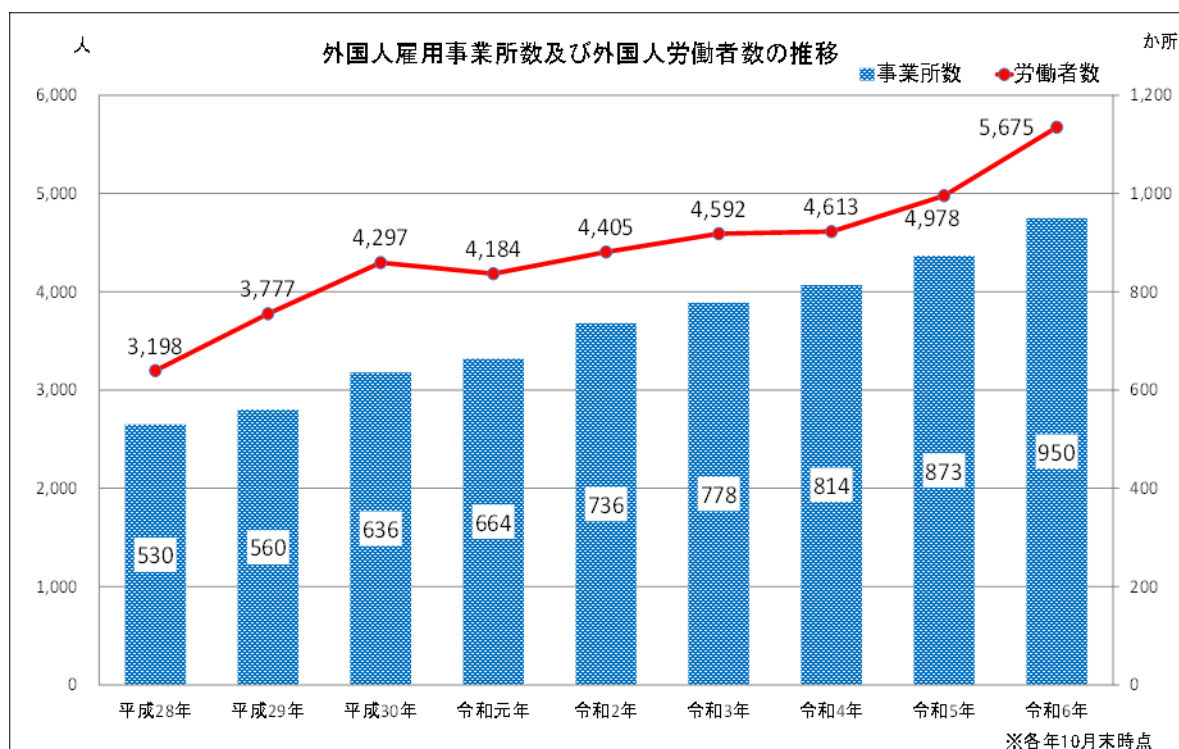
精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど、多様な障害特性に対応した就労支援を実施します。

特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に対して、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施するとともに、難病患者である求職者に関してはハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援を行います。



## 8 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助の実施

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、ハローワークによる訪問等による事業主への助言・援助の実施及び外国人雇用管理アドバイザー（社会保険労務士）の企業への派遣による適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に実施します。また、外国人雇用状況届出制度の適正な対応を行うとともに、各種法令違反が疑われる事案を把握した場合には、速やかに関係機関への情報提供を行います。





## 第5 労働保険制度の適正な運営

労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットであるとともに、労働行政における各種施策を推進する財政基盤となる重要なものであり、労働保険制度の健全で安定的な運営、費用負担の公平性の確保、労働者の福祉の向上等の観点から、次のとおり適正な運営に取り組めます。

### 1 未手続事業一掃対策の推進

労働局、監督署及びハローワーク、労働保険未手続事業一掃業務の受託者及び他の関係機関と連携し、未手続事業の積極的かつ的確な把握及び手続指導を行います。

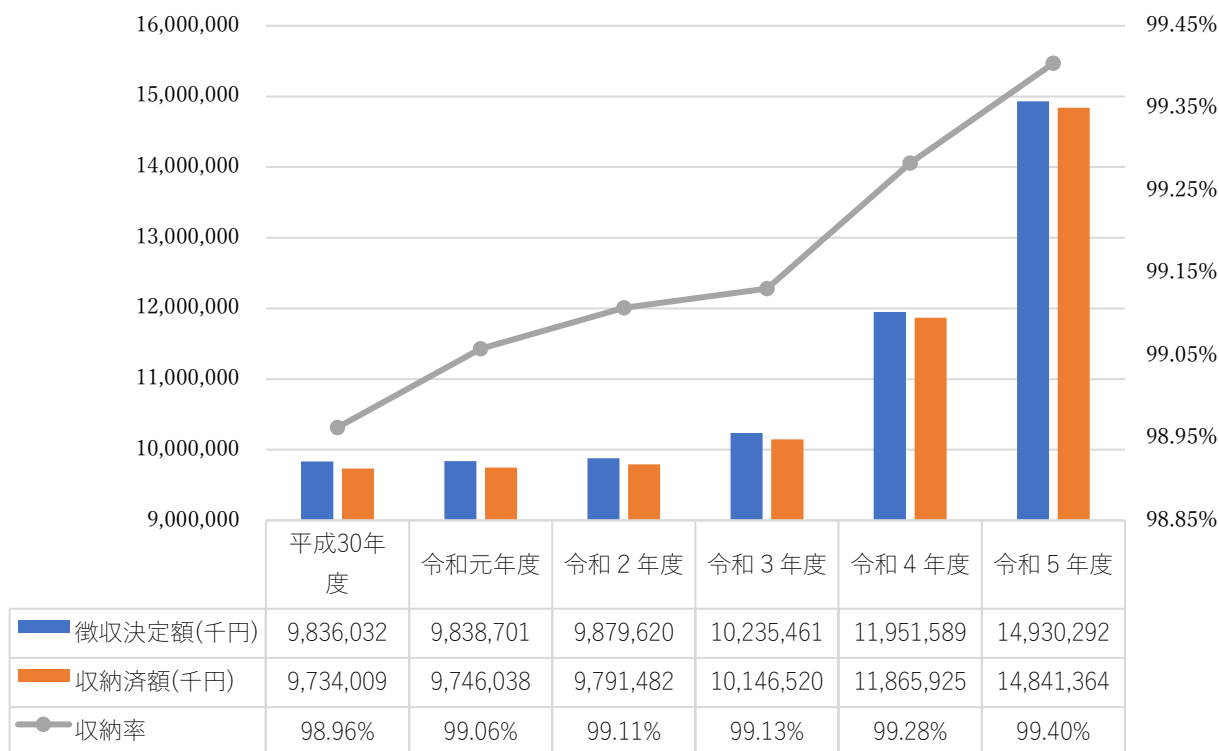
また、手続指導を複数回行っても自主的に成立手続を行わない事業については、職権成立手続を積極的に実施します。

### 2 収納未済歳入額の縮減

労働保険制度の安定的な運営を確保するためには、労働保険料の収納率を高い水準で維持し、収納未済歳入額の縮減が必須であることから、滞納整理（差押えの強化を含む）、納付督励等の徴収業務に積極的に取り組めます。

また、口座振替納付制度について、一層の利用促進を図ります。

労働保険料徴収決定・収納状況



### 3 電子申請の利用促進

行政手続コストの削減及び利便性の向上、デジタル化の推進のため、労働保険関係手続きにおける電子申請の周知と利用促進を図ります。

## V 令和7年度年間計画

| 月  | 月間・キャンペーン等                                                                                                                                                                                      | 会議等                                                                                   | その他                       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 4  | ・「アルバイトの労働条件を確かめよう！」<br>キャンペーン（4月～7月）<br>・滞納整理強化月間（4月）                                                                                                                                          |                                                                                       |                           |
| 5  | ・電子申請利用促進月間                                                                                                                                                                                     | ・しまね働き方改革推進会議<br>・島根労働災害防止団体連絡協議会<br>・島根新卒者等人材確保推進本部会議<br>・島根県生活保護受給者等就労自立促進<br>事業協議会 |                           |
| 6  | ・外国人雇用啓発月間<br>・労働保険年度更新（6月～7月）                                                                                                                                                                  | ・建設工事関係者連絡会議<br>・地域連携推進連絡会議<br>・中高年世代活躍応援プロジェクト協<br>議会（仮称）                            | ・合同労働相談会<br>・最低賃金に関する基礎調査 |
| 7  | ・全国安全週間                                                                                                                                                                                         | ・島根地方最低賃金審議会（7月～3月）<br>・公正採用選考人権啓発協力員会議<br>・島根県林業雇用改善等推進会議                            | ・賃金構造基本統計調査<br>（7月～8月）    |
| 8  |                                                                                                                                                                                                 | ・島根県最低賃金専門部会<br>・島根労働災害防止団体連絡協議会                                                      |                           |
| 9  | ・職場の健康診断実施強化月間                                                                                                                                                                                  | ・特定最低賃金専門部会（9月～10月）<br>・地域両立支援推進チーム連絡会議<br>・公正採用選考対策協議会<br>・島根県農林漁業就業等対策・連絡協議会        | ・障がい者雇用促進フォーラム            |
| 10 | ・全国労働衛生週間<br>・年次有給休暇取得促進期間                                                                                                                                                                      | ・就職支援ナビゲーター（一体支援分・<br>就労支援分・定着支援分）研修会<br>・しまね小売+Safe 協議会                              | ・合同労働相談会                  |
| 11 | ・過労死等防止啓発月間<br>・過重労働解消キャンペーン<br>（過重労働解消キャンペーンに伴う<br>■ベストプラクティス企業との意見交換<br>■過労死等防止対策推進シンポジウム<br>■過重労働解消のためのセミナー<br>■重点監督指導）<br>・「しわ寄せ」防止キャンペーン月間<br>・島根産業安全衛生大会<br>・労働保険未手続事業一掃強化期間<br>・人材開発促進月間 | ・島根地方労働審議会<br>・労働者派遣事業適正運営協力員会議<br>・中高年世代活躍応援プロジェクト協<br>議会（仮称）<br>・島根県地域職業能力開発促進協議会   | ・家内労働実態調査<br>（和服裁縫最低工賃）   |
| 12 | ・ハラスメント撲滅月間<br>・滞納整理強化月間（12月）                                                                                                                                                                   |                                                                                       |                           |
| 1  |                                                                                                                                                                                                 | ・安全衛生労使専門家会議                                                                          |                           |
| 2  | ・滞納整理強化月間（2月～3月）<br>・化学物質管理強調月間                                                                                                                                                                 | ・高等学校等就職問題検討会議<br>・地域連携推進連絡会議<br>・島根労働災害防止団体連絡協議会                                     | ・合同労働相談会                  |
| 3  |                                                                                                                                                                                                 | ・島根地方労働審議会<br>・島根県地域職業能力開発促進協議会                                                       | ・労働者派遣事業主向けセミナー           |

# 島根労働局・労働基準監督署・公共職業安定所一覧

| 島根労働局    |              | 電話番号         | 所在地                                     |
|----------|--------------|--------------|-----------------------------------------|
| 総務部      | 総務課          | 0852(20)7001 | 〒690-0841 松江市向島町 134-10<br>松江地方合同庁舎 5 階 |
|          | 労働保険徴収室      | 0852(20)7010 |                                         |
| 雇用環境・均等室 | 企画担当         | 0852(20)7007 |                                         |
|          | 指導担当         | 0852(31)1161 |                                         |
| 労働基準部    | 監督課          | 0852(31)1156 |                                         |
|          | 健康安全課        | 0852(31)1157 |                                         |
|          | 賃金室          | 0852(31)1158 |                                         |
|          | 労災補償課        | 0852(31)1159 |                                         |
|          | 分室（合同庁舎 4 階） | 0852(60)0855 |                                         |
| 職業安定部    | 職業安定課        | 0852(20)7016 |                                         |
|          | 職業対策課        | 0852(20)7020 |                                         |
|          | 訓練課          | 0852(20)7028 |                                         |

| 労働基準監督署   | 電話番号         | 所在地                                        | 管轄区域                               |
|-----------|--------------|--------------------------------------------|------------------------------------|
| 松江労働基準監督署 | 0852(31)1165 | 〒690-0841 松江市向島町 134-10<br>松江地方合同庁舎 2 階    | 松江市、安来市、雲南市（うち大東町、加茂町、木次町）、仁多郡、隠岐郡 |
| 隠岐の島駐在事務所 | 08512(2)0195 | 〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55<br>隠岐の島地方合同庁舎 1 階 |                                    |
| 出雲労働基準監督署 | 0853(21)1240 | 〒693-0028 出雲市塩冶善行町 13-3<br>出雲地方合同庁舎 4 階    | 出雲市、大田市、雲南市（うち三刀屋町、吉田町、掛合町）、飯石郡    |
| 浜田労働基準監督署 | 0855(22)1840 | 〒697-0026 浜田市田町 116-9                      | 浜田市、江津市、邑智郡                        |
| 益田労働基準監督署 | 0856(22)2351 | 〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6<br>益田地方合同庁舎 3 階    | 益田市、鹿足郡                            |

| 公共職業安定所<br>(ハローワーク)        | 電話番号         | 所在地                                          | 管轄区域                       |
|----------------------------|--------------|----------------------------------------------|----------------------------|
| 松江公共職業安定所                  | 0852(22)8609 | 〒690-0841 松江市向島町 134-10<br>松江地方合同庁舎 2 階      | 松江市                        |
| 隠岐の島出張所                    | 08512(2)0161 | 〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55<br>隠岐の島地方合同庁舎 1 階   | 隠岐郡（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）    |
| 安来出張所                      | 0854(22)2545 | 〒692-0011 安来市安来町 903-1                       | 安来市                        |
| 駅前しごとプラザ松江                 | 0852(28)8700 | 〒690-0003 松江市朝日町 478-18<br>松江テルサ 3 階         |                            |
| 松江新卒応援ハローワーク               | 0852(28)8609 |                                              |                            |
| マザーズコーナー                   | 0852(20)2949 |                                              |                            |
| 松江市福祉就労支援コーナー<br>ハローワークプラス | 0852(20)7557 | 〒690-8540 松江市末次町 86 番地<br>松江市役所 1 階          |                            |
| 浜田公共職業安定所                  | 0855(22)8609 | 〒697-0027 浜田市殿町 21-6                         | 浜田市、江津市（桜江町を除く）            |
| 川本出張所                      | 0855(72)0385 | 〒696-0001 邑智郡川本町川本 301-2<br>川本地方合同庁舎 1 階     | 江津市のうち桜江町、邑智郡（川本町、美郷町、邑南町） |
| ワークステーション江津                | 0855(54)0952 | 江津市江津町 1518-1<br>江津ひと・まちプラザ<br>（パレットごうつ） 2 階 |                            |
| 出雲公共職業安定所                  | 0853(21)8609 | 〒693-0023 出雲市塩冶有原町 1-59                      | 出雲市                        |
| マザーズコーナー                   | 0853(24)8044 | 〒693-0001 出雲市今市町 2065<br>パルメイト出雲 2 階         |                            |
| 益田公共職業安定所                  | 0856(22)8609 | 〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6<br>益田地方合同庁舎 1 階      | 益田市、鹿足郡（津和野町、吉賀町）          |
| 雲南公共職業安定所                  | 0854(42)0751 | 〒699-1311 雲南市木次町里方 514-2                     | 雲南市、仁多郡（奥出雲町）、飯石郡（飯南町）     |
| 石見大田公共職業安定所                | 0854(82)8609 | 〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1                   | 大田市                        |

| 総合労働相談コーナー               | 電話番号         |
|--------------------------|--------------|
| 島根労働局総合労働相談コーナー（島根労働局内）  | 0852(20)7009 |
| 松江総合労働相談コーナー（松江労働基準監督署内） | 0852(40)2939 |
| 出雲総合労働相談コーナー（出雲労働基準監督署内） | 0853(21)1240 |
| 浜田総合労働相談コーナー（浜田労働基準監督署内） | 0855(22)1840 |
| 益田総合労働相談コーナー（益田労働基準監督署内） | 0856(22)2351 |



 厚生労働省 **島根労働局**  
労働基準監督署・公共職業安定所

---

島根労働局ホームページはこちら ⇒

---



令和7年4月